

電気料金プラン約款【トクトクタイムプラン（夜トク）】【トクトクタイムプラン（夜トク）C】【トクトクタイムプラン（夜トク）【朝型】】

【トクトクタイムプラン（夜トク）C【朝型】】【トクトクタイムプラン（夜トク）【夜型】】【トクトクタイムプラン（夜トク）C【夜型】】の新旧対照表

	（新）電気料金プラン約款（2026 年 11 月 1 日実施）	（旧）電気料金プラン約款（2025 年 12 月 1 日実施）
名 称	電気料金プラン約款 トクトクタイムプラン（夜トク） トクトクタイムプラン（夜トク）C トクトクタイムプラン（夜トク）【朝型】 トクトクタイムプラン（夜トク）C【朝型】 トクトクタイムプラン（夜トク）【夜型】 トクトクタイムプラン（夜トク）C【夜型】	電気料金プラン約款 トクトクタイムプラン（夜トク） トクトクタイムプラン（夜トク）C トクトクタイムプラン（夜トク）【朝型】 トクトクタイムプラン（夜トク）C【朝型】 トクトクタイムプラン（夜トク）【夜型】 トクトクタイムプラン（夜トク）C【夜型】
実施期日	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2026 年 11 月 1 日</u> より実施いたします。	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2025 年 12 月 1 日</u> より実施いたします。
契約種別	4 契約種別 (1) トクトクタイムプラン（夜トク） イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがな	4 契約種別 (1) トクトクタイムプラン（夜トク） イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがな

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)																
	いと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき契約電流 60 アンペアまで</td><td>3,006 円 24 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 86 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 67 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 48 銭</td></tr></table> (2) トクトクタイムプラン（夜トク）C	1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	3,006 円 24 銭	1 キロワット時につき	38 円 86 銭	1 キロワット時につき	28 円 67 銭	1 キロワット時につき	16 円 48 銭	いと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき契約電流 60 アンペアまで</td><td>1,738 円 44 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 80 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 61 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 42 銭</td></tr></table> (2) トクトクタイムプラン（夜トク）C	1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	1,738 円 44 銭	1 キロワット時につき	38 円 80 銭	1 キロワット時につき	28 円 61 銭	1 キロワット時につき	16 円 42 銭
1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	3,006 円 24 銭																	
1 キロワット時につき	38 円 86 銭																	
1 キロワット時につき	28 円 67 銭																	
1 キロワット時につき	16 円 48 銭																	
1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	1,738 円 44 銭																	
1 キロワット時につき	38 円 80 銭																	
1 キロワット時につき	28 円 61 銭																	
1 キロワット時につき	16 円 42 銭																	

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)
	イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の	イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)																				
	電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。 (d) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (h) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td><td>3,006 円 24 銭</td></tr><tr><td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>447 円 92 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 86 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 67 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 48 銭</td></tr></table> (3) トクトクタイムプラン（夜トク）【朝型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,006 円 24 銭	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭	1 キロワット時につき	38 円 86 銭	1 キロワット時につき	28 円 67 銭	1 キロワット時につき	16 円 48 銭	電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。 (d) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (h) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td><td>1,738 円 44 銭</td></tr><tr><td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>321 円 14 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 80 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 61 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 42 銭</td></tr></table> (3) トクトクタイムプラン（夜トク）【朝型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,738 円 44 銭	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭	1 キロワット時につき	38 円 80 銭	1 キロワット時につき	28 円 61 銭	1 キロワット時につき	16 円 42 銭
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,006 円 24 銭																					
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭																					
1 キロワット時につき	38 円 86 銭																					
1 キロワット時につき	28 円 67 銭																					
1 キロワット時につき	16 円 48 銭																					
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,738 円 44 銭																					
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭																					
1 キロワット時につき	38 円 80 銭																					
1 キロワット時につき	28 円 61 銭																					
1 キロワット時につき	16 円 42 銭																					

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)				
	交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア または 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき契約電流 60 アンペアまで</td><td>3,006 円 24 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金	1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	3,006 円 24 銭	交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア または 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき契約電流 60 アンペアまで</td><td>1,738 円 44 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金	1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	1,738 円 44 銭
1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	3,006 円 24 銭					
1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	1,738 円 44 銭					

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)												
	1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 86 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 67 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 48 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	38 円 86 銭	1 キロワット時につき	28 円 67 銭	1 キロワット時につき	16 円 48 銭	1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 80 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 61 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 42 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	38 円 80 銭	1 キロワット時につき	28 円 61 銭	1 キロワット時につき	16 円 42 銭
1 キロワット時につき	38 円 86 銭													
1 キロワット時につき	28 円 67 銭													
1 キロワット時につき	16 円 48 銭													
1 キロワット時につき	38 円 80 銭													
1 キロワット時につき	28 円 61 銭													
1 キロワット時につき	16 円 42 銭													
	(4) トクトクタイムプラン（夜トク）C【朝型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。	(4) トクトクタイムプラン（夜トク）C【朝型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。												

(新)電気料金プラン約款（2026 年 11 月 1 日実施）		(旧) 電気料金プラン約款（2025 年 12 月 1 日実施）								
	a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。	a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。								
	b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。	b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。								
	c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。	c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。								
	ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。	ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。								
	(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。	(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。								
	b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。	b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。								
	(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率）	(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率）								
	(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。								
	<table><tr><td>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td><td>3,006 円 24 銭</td></tr><tr><td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>447 円 92 銭</td></tr></table>	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,006 円 24 銭	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭	<table><tr><td>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td><td>1,738 円 44 銭</td></tr><tr><td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>321 円 14 銭</td></tr></table>	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,738 円 44 銭	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭
	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,006 円 24 銭								
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭									
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,738 円 44 銭									
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭									
(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。	(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。									
a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 86 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	38 円 86 銭	a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 80 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	38 円 80 銭					
1 キロワット時につき	38 円 86 銭									
1 キロワット時につき	38 円 80 銭									
b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 67 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	28 円 67 銭	b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 61 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	28 円 61 銭					
1 キロワット時につき	28 円 67 銭									
1 キロワット時につき	28 円 61 銭									
c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 48 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	16 円 48 銭	c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 42 銭</td></tr></table>	1 キロワット時につき	16 円 42 銭					
1 キロワット時につき	16 円 48 銭									
1 キロワット時につき	16 円 42 銭									
(5) トクトクタイムプラン（夜トク）【夜型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。	(5) トクトクタイムプラン（夜トク）【夜型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。									
(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。	(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。									

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)
	(㊦) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (㊦) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって	(㊦) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (㊦) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)																
	算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき契約電流 60 アンペアまで</td><td>3,006 円 24 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 86 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 67 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 48 銭</td></tr></table> (6) トクトクタイムプラン (夜トク) C【夜型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3 (契約容量の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めるこ	1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	3,006 円 24 銭	1 キロワット時につき	38 円 86 銭	1 キロワット時につき	28 円 67 銭	1 キロワット時につき	16 円 48 銭	算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき契約電流 60 アンペアまで</td><td>1,738 円 44 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 80 銭</td></tr></table> b ホームタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>28 円 61 銭</td></tr></table> c ナイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>16 円 42 銭</td></tr></table> (6) トクトクタイムプラン (夜トク) C【夜型】 イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。 (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3 (契約容量の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めるこ	1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	1,738 円 44 銭	1 キロワット時につき	38 円 80 銭	1 キロワット時につき	28 円 61 銭	1 キロワット時につき	16 円 42 銭
1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	3,006 円 24 銭																	
1 キロワット時につき	38 円 86 銭																	
1 キロワット時につき	28 円 67 銭																	
1 キロワット時につき	16 円 48 銭																	
1 契約につき契約電流 60 アンペアまで	1,738 円 44 銭																	
1 キロワット時につき	38 円 80 銭																	
1 キロワット時につき	28 円 61 銭																	
1 キロワット時につき	16 円 42 銭																	

	(新)電気料金プラン約款（2026 年 11 月 1 日実施）	(旧)電気料金プラン約款（2025 年 12 月 1 日実施）												
	とをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (d) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td><td>3,006 円 24 銭</td></tr><tr><td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>447 円 92 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 86 銭</td></tr></table>	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,006 円 24 銭	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭	1 キロワット時につき	38 円 86 銭	とをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (d) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 時間帯区分 (イ) 時間帯区分は、以下のとおりといたします。 a デイトタイム 土日祝日等以外の毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。 b ホームタイム 土日祝日等以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに土日祝日等の午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。 c ナイトタイム デイトタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。 ホ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td><td>1,738 円 44 銭</td></tr><tr><td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>321 円 14 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 a デイトタイム <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>38 円 80 銭</td></tr></table>	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,738 円 44 銭	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭	1 キロワット時につき	38 円 80 銭
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,006 円 24 銭													
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭													
1 キロワット時につき	38 円 86 銭													
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,738 円 44 銭													
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭													
1 キロワット時につき	38 円 80 銭													

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 12 月 1 日実施)
	b ホームタイム	b ホームタイム
	1 キロワット時につき	1 キロワット時につき
	c ナイトタイム	c ナイトタイム
	1 キロワット時につき	1 キロワット時につき